

これから子どもに関わるお仕事をしたいと考えておられる  
みなさま、もうすでに関わっておられるみなさまへ

今から35年前に国連で作られた「子どもの権利条約」をご存知でしょうか。多分、学校などで学んでおられることと思います。30年前に、日本もその条約を守ります、と世界に対して約束をしました。

第42条には、「日本はこの条約の中心となる考え方や条文を子どもにもおとなにも広く知らせることを約束する」と書いてあります。

そして、2023年4月から「こども基本法」が実施されその第1条には、「国と地方公共団体のこども施策は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、全てのこどもにその権利の擁護が図られ…るよう推進する」と書いてあります。

また「こども基本法」を実施するためには2024年12月に作られた「こども大綱」の「はじめに」にも「全てのこどもが…心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指して、

社会全体としてこども施策に取り組むことのできるよう…」と書かれています。これらのことが本当に実現していくためには、まず「全てのこどもやおとなの人たちが「子どもの権利条約」を知ることから始めるのではないのでしょうか。

今年「子どもの権利条約」ができて35周年なので記念イベントを開催し準備をしながら、あるいは当日会場に来て頂くことにより、広く「子どもの権利条約」をみなさんにお知らせし、当日は「ほんの気持ち」になるかもしれない、しあわせな時間になるよう取り組んでみたいと考えています。準備を手伝って下さい！

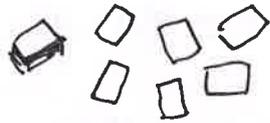
お問い合わせ <sup>子ども</sup> アドボカシーセンター 広島 0826-46-2090 (TEL)

イベントの日 2024年 11月16日(土) 10:00~15:00  
場所 ワリッポ広島(広島市中区東千田町1-1-18)

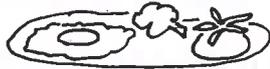
①まずどの条文が実現できるか 考えてみて下さい

•たとえば 子どもには遊ぶ権利がある。第31条

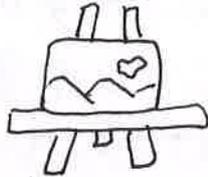
②この条文が実現する場所(コーナー)を作ります。



•すべての子どもには からだや心が成長発達するために必要で十分な環境が保障される。第29条



•子どもには 芸術に親しむ権利がある。第31条



•子どもの教育は... だれもが人として大切にされる権利を持っていること...を  
理解し尊重する気持ちを育てる。第29条①



など 自由に発想して いろいろなコーナーを作ります。

\*子どもの権利条約や子どもの気持ち(どんな場所やまちがよいか?)  
は、子どもアドボカシーセンター広島のホームページで見ることが出来ます。

\*一緒に子どもの権利条約を読みましょう。

\*イベントの名前は



『子どもの権利条約が実現するまち

ひろしま』です。

お申し込み

